

第2章

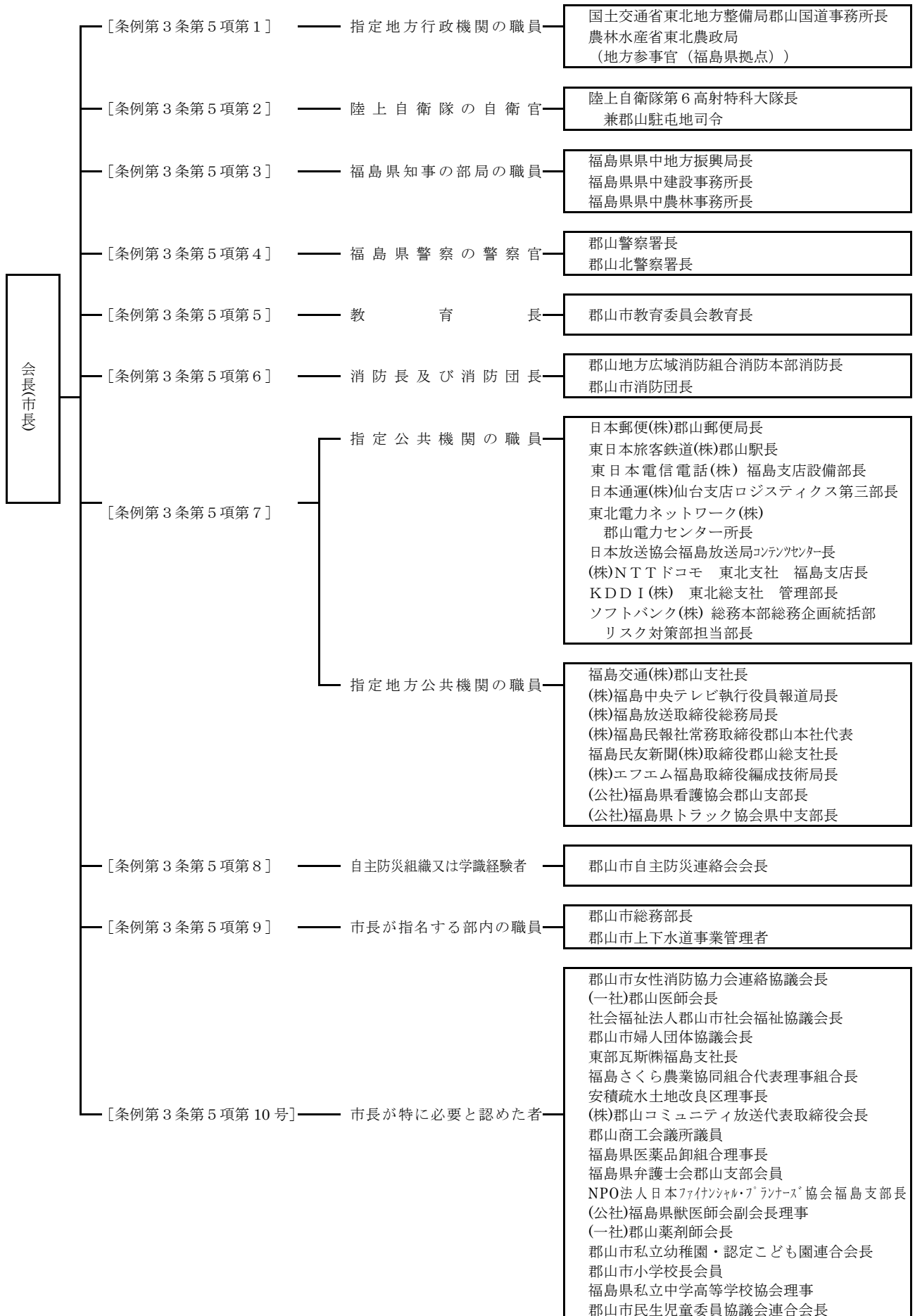
防災に関する組織

第2章 防災に関する組織

第1節 郡山市防災会議 【総務部】

郡山市防災会議は、郡山市の地域における防災行政を総合的かつ有機的連携のもとに運営するための組織として、災害対策基本法第16条の規定に基づき、郡山市防災会議条例（以下「条例」という。）を制定、市長を会長とし、委員50名以内をもって構成する機関である。この機関は郡山市の地域に関わる防災に関し、郡山市並びに市域公共的団体、その他、防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務、又は業務を包含するもので、その所掌事務は次のとおりである。

- 1 郡山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 2 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- 4 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務



第2節 郡山市災害対策本部 【各部】

郡山市災害対策本部（以下「本部」という。）は、災害対策基本法並びに郡山市災害対策本部条例に基づき、郡山市の地域に災害が発生又は発生するおそれがある場合において、市長が設置する機関で市長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）として、市長部局の他、各機関等、市のすべての職員をもって組織し、災害予防及び災害応急対策の実施を任務とする機関である。

1 本部の設置基準

本部の設置は、災害対策基本法第23条の2の規定により、市長が設置するものであるが、次の各号の一に該当し市長が必要であると認めたときに設置する。

- (1) 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水の警報又は特別警報が発表され、あるいは局地的集中豪雨により、甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 主要河川について、はん濫注意水位を超え、さらに上昇のおそれがあるとき。
- (3) 大規模な火災、爆発等人為的要因によるものや、自然現象によるもの、その他重大な災害が発生し、総合的な対策を実施する必要があるとき。
- (4) 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (5) 震度4以下であっても、地域的に災害対策を要する被害が発生し又は発生のおそれがあるとき。
- (6) 有害物質、放射性物質等が多量に放流出したとき又はこれにより複合災害を誘発するおそれがあるとき。
- (7) 多数の死傷者を伴う列車、自動車等の交通事故又は航空機事故等の重大事故が発生し、緊急対策を実施する必要があるとき。
- (8) 感染症等が大規模に蔓延した場合又は蔓延するおそれがあり、緊急対策を実施する必要があるとき（郡山市新型インフルエンザ等行動計画の対象とする新型インフルエンザ等の感染症を除く。）。
- (9) その他、災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。
- (10) 原子力災害に関し、本市での被害が予想される時又は県から原子力災害に係る特定事象発生等の情報提供があり、必要な対策を実施する必要があるとき。

2 本部設置の周知

本部を設置したときは、市民、市職員、防災関係機関、県中地方振興局及び報道機関に対して庁内放送、郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）、災害時優先電話、携帯電話、災害時用代表電話（924-2999）、ふれあいネットワーク、福島県総合情報通信ネットワークシステム、報道機関の広報協力、郡山コミュニティ放送、広報車、市のウェブサイト等あらゆる手段を講じ周知を図る。

3 本部設置場所

- (1) 災害対策本部は、本部長の指定する場所に置く。
災害対策本部は、災害等の被災状況等を勘案し、次の優先順位により設置する。
 - ①市役所本庁舎2階正庁
 - ②市役所本庁舎2階特別会議室
 - ③市役所本庁舎1階防災危機管理課
 - ④開成山野球場

⑤開成山陸上競技場

⑥その他建築基準法に定める耐震強度を満たした公共施設等のうち、被災の程度が低い施設

(2) 本部を設置したときは、本部室前に本部標識板を掲示する。

4 本部の廃止

(1) 本部長は、次の各号の一に該当する場合に本部を廃止する。

① 市の地域に災害発生の危険が解消したとき。

② 災害に関する応急対策措置がおおむね完了したとき。

③ 公共機関及び公的機関の災害応急措置がおおむね完了し、市民生活に障害となる状況が解消されたと認められるとき。

(2) 本部を廃止したときは、各防災関係機関、報道機関等に通知する。

(3) 廃止後においても、災害事務、救助策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部課に業務を引継ぎ、それぞれの関係部課において対策業務を執り行う。

この場合、総務部は、業務の内容、遂行状況等について、各部からの報告を求め、常に全体状況を掌握し、また必要な指示を行う。

5 本部会議及び事務局

(1) 本部会議は、本部の運営並びに災害対策の推進について、協議決定するため本部設置時において、必要の都度招集するものとし、災害対策本部規程の定めによる。

(2) 本部会議には、必要により関係機関、団体等の代表者の出席を要請する。また、災害規模が大きく被害が甚大である等、必要であると認めた場合は、国土交通省東北地方整備局、福島県県中地方振興局、陸上自衛隊郡山駐屯地及び郡山・郡山北警察署から情報連絡員（リエゾン）を招集し、迅速な情報収集及び伝達等を行う。

(3) 本部会議の庶務、本部の総括的業務を処理するため事務局を置く。

(4) 事務局は、災害対策本部と同じスペースで事務を執ることとするが、これに拠りがたい場合は防災危機管理課等に置く。

6 地区本部

(1) 各行政センター（特段の定めがない限り、本計画においては、富田及び大槻を除く12の行政センターを指すものとする。）に地区本部を置き、郡山市災害対策本部条例第3条第1項の規定に基づき、部に相当するものとする。

(2) 地区本部は、各行政センター所管地区における災害予防及び災害応急対策を実施する中核機関とする。

(3) 地区本部は、本部の指示を受け、災害応急対策を実施するとともに、災害情報及び活動状況を本部に報告する。

(4) 地区本部は、地区内関係機関、団体等との密接な相互連絡を図り、地区内災害状況を判断し、適切な災害応急対策を実施する。

(5) 地区本部の設置、運営は、本部に準ずる。

7 現地災害対策本部

災害の規模、その他の状況により、災害応急対策を必要とするため、特にその必要があると認めるときは、名称、所管区域及び場所を定めて現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

（１） 現地本部長

- ① 現地本部長は、本部長が指名するものをもって充て、現地本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
- ② 現地本部長は、常に本部と連絡を保ち、的確な指示、情報交換により、適切な措置を講ずる。

（２） 現地本部の設置

- ① 現地本部は、災害の発生した場所又は関係行政センター、若しくは本部長が指定する場所に置く。なお、現地本部の組織、事務分掌等は、その都度、本部長が定める。
- ② 現地本部には、郡山市災害対策本部〇〇現地本部の標示をする。

（３） 現地本部の廃止

災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認められるときに廃止する。

8 本部組織

(1) 災害対策本部組織表

本 部 員 会 議		
本 部 長	市	長
副 本 部 長	副	市 長
本 部 長 付	教 育 長 代 表 監 査 委 員 長 上 下 水 道 事 業 管 理 者 消 防 長	
本 部 員	総 務 部 長	
	(総 務 部 理 事)	
	政 策 開 発 部 長	
	財 務 部 長	
	税 務 部 長	
	市 民 部 長	
	文 化 ス ポ ー ツ 部 長	
	環 境 部 長	
	保 健 福 祉 部 長	
	こ ど も 部 長	
	農 林 部 長	
	産 業 観 光 部 長	
	建 設 部 長	
	都 市 構 想 部 長	
	議 会 事 務 局 長	
	教 育 総 務 部 長	
	学 校 教 育 部 長	
	上 下 水 道 局 長	
	会 計 管 理 者	
	保 健 所 長	
	選 挙 管 理 委 員 会 長	
	監 査 委 員 会 長	
	農 業 委 員 会 長	
	郡 山 消 防 署 長	

本 部 連 絡 員	
総 務 部 総 務 法 務 班	総 務 法 務 課 長 補 佐
総 務 部 秘 書 班	秘 書 課 長 補 佐
政 策 開 発 部 政 策 開 発 班	政 策 開 発 課 長 補 佐
財 務 部 財 政 班	財 政 課 長 補 佐
税 務 部 市 民 税 班	市 民 税 課 長 補 佐
市民部市民・NPO活動推進班	市民・NPO活動推進課長補佐
文化スポーツ部文化振興班	文 化 振 興 課 長 補 佐
環 境 部 環 境 政 策 班	環 境 政 策 課 長 補 佐
保健福祉部保健福祉総務班	保健福祉総務課長補佐
こども部こども総務企画班	こども総務企画課長補佐
農 林 部 農 業 政 策 班	農 業 政 策 課 長 補 佐
産業観光部産業雇用政策班	産業雇用政策課長補佐
建 設 部 道 路 建 設 班	道 路 建 設 課 長 補 佐
都市構想部都市政策班	都 市 政 策 課 長 補 佐
議 会 部 総 務 議 事 班	総 務 議 事 課 長 補 佐
教育総務部教育総務班	総 務 課 長 補 佐
学校教育部学校管理班	学 校 管 理 課 長 補 佐
上下水道部上下水道総務班	総 務 課 長 補 佐
会 計 管 理 部 会 計 班	会 計 課 長 補 佐
選 挙 管 理 委 員 会 部	選 挙 管 理 委 員 会
選 挙 管 理 委 員 会 班	事 務 局 次 長
監 査 委 員 事 務 局 部	監 査 委 員 事 務 局 次 長
監 査 委 員 事 務 局 班	
農 業 委 員 会 部	農 業 委 員 会 事 務 局 次 長
農 業 委 員 会 班	
行 政 セ ン タ ー	副 所 長 ・ 主 任 主 査
郡 山 消 防 署	郡 山 消 防 署 庶 務 係 長

(2) 本部事務局

災害時の庶務、総括的業務を処理するため事務局を配置する。事務局は、次の体制とし、地震災害、集中豪雨、局地的な小規模災害、水害等に対応する。同時に、普段から事務局体制に精通し、市全体の災害対策及び被害調査の総括に関して対応する。また、本部設置時において、事務局員は、速やかにその配置につき事務を行う。

なお、総務部に防災担当理事を置く場合には、事務局長は総務部理事とする。

感染症の蔓延等による健康被害発生に対応するため本部が設置される場合は、保健所総務課長が事務局次長に加わる。（郡山市新型インフルエンザ等の感染症を除く。）

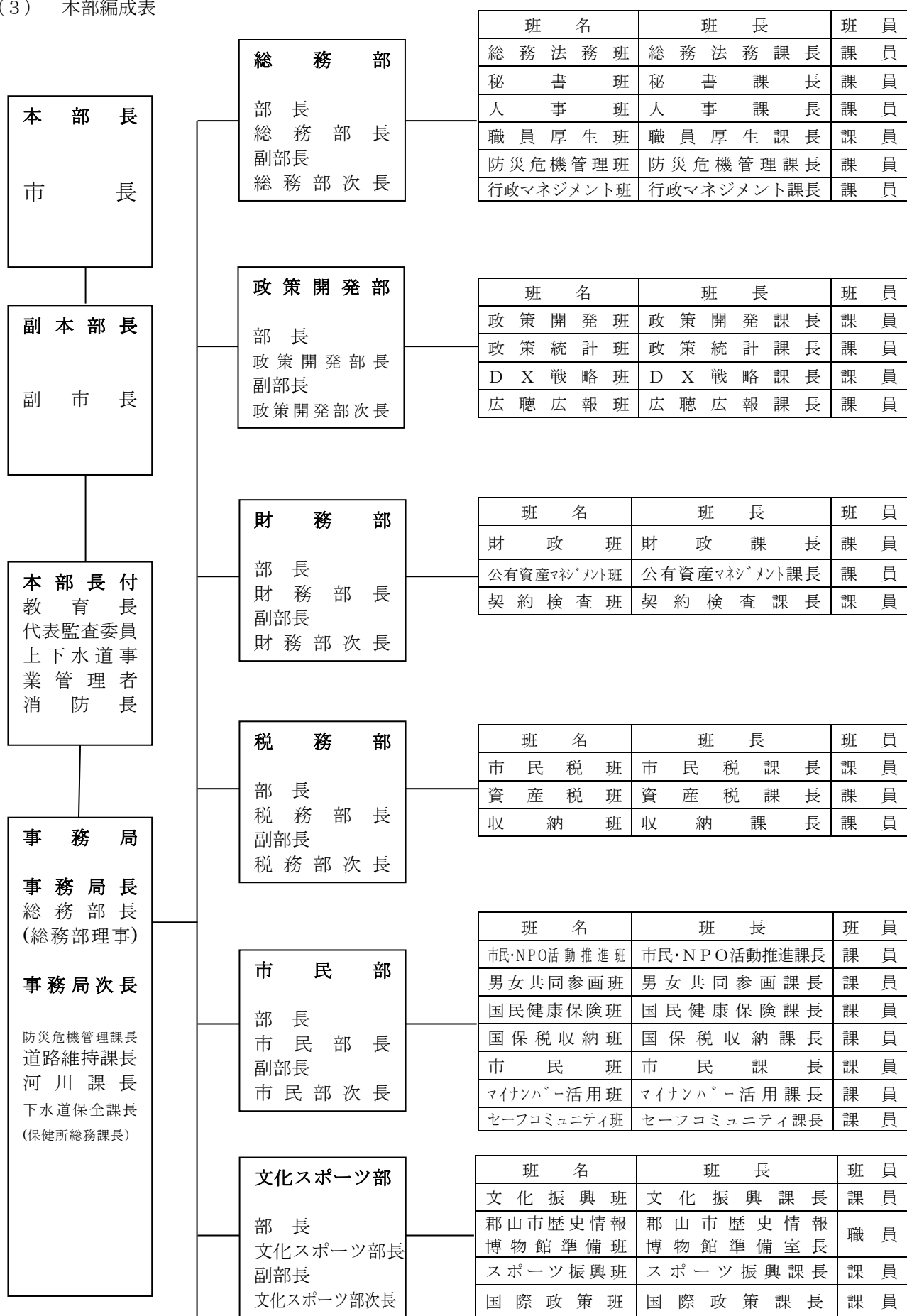
なお、事務局各班の人数については、事務局長の判断により柔軟に増減できるものとする。

事 務 局

事務局長	事務局次長	分 掌 事 務	事 務 局 員(各班1人)
総務部長 (総務部理事)	防災危機管理課長 道路維持課長 河川課長 下水道保全課長 (保健所総務課長)	1 事務局の庶務及び総括 2 災害対策本部会議の設営及び運営記録 3 本部連絡員との連絡調整 4 災害対策活動の把握及び記録 5 気象情報の収集	(総括班) 7人 班長 防災危機管理課長補佐 総務部総務法務班 政策開発部DX戦略班 財務部財政班 文化スポーツ部文化振興班 産業観光部観光政策班 建設部河川班
		1 被害状況の収集 2 災害時代表電話等での市民への対応 3 避難場所との連絡調整 4 災害関連情報の収集	(情報収集班) 17人 班長 職員厚生課長補佐 政策開発部政策開発班 政策開発部政策統計班 財務部公有資産マネジメント班 税務部市民税班 市民部男女共同参画班 環境部環境政策班 保健福祉部保健福祉総務班 こども部こども総務企画班 農林部農地班 建設部道路維持班 会計班 学校教育部学校管理班 上下水道部下水道整備班 選挙管理委員会班 監査委員事務局班 農業委員会班

		1 被害状況の取りまとめ 2 応急復旧対策の取りまとめ	(被害集計班) 8人 班長 行政マネジメント課長補佐 財務部契約検査班 環境部環境政策班 農林部農業政策班 建設部道路建設班 都市構想部区画整理班 上下水道部上下水道総務班 教育総務部教育総務班
		1 国、県及び関係市町村との連絡調整 2 防災関係機関（警察・消防署等）との連絡調整 3 職員配置の手配 4 車両・資機材等の調達 5 ライフライン機関との連絡 6 指定管理者・協定締結先との調整	(渉外班) 7人 班長 人事課長補佐 総務部総務法務班 総務部人事班 総務部行政マネジメント班 財務部契約検査班 市民部セーフコミュニティ班 文化スポーツ部国際政策班
		1 ふれあいネットワーク、報道機関の広報協力、広報車、市ウェブサイト、SNS等による市民への情報発信 2 報道機関の対応	(広報記録班) 7人 班長 広聴広報課長補佐 政策開発部広聴広報班(5人) 市民部市民・NPO活動推進班
		その他、特命事項に関すること。	

(3) 本部編成表



環 境 部 部 長 環境部長 副部長 環境部次長	班 名	班 長	班 員
	環 境 政 策 班	環 境 政 策 課 長	課 員
	5 R 推 進 班	5 R 推 進 課 長	課 員
	資 源 循 環 班	資 源 循 環 課 長	課 員
	環境保全センター班	環境保全センター所長	職員

保 健 福 祉 部 部 長 保健福祉部長 副部長 保 健 所 長 保健福祉部次長	班 名	班 長	班 員
	保健福祉総務班	保健福祉総務課長	課 員
	生 活 支 援 班	生 活 支 援 課 長	課 員
	障 が い 福 祉 班	障 が い 福 祉 課 長	課 員
	健 康 長 寿 班	健 康 長 寿 課 長	課 員
	地域包括ケア推進班	地域包括ケア推進課長	課 員
	介 護 保 険 班	介 護 保 険 課 長	課 員
	保 健 所 班	保 健 所 総 務 課 長	所 員

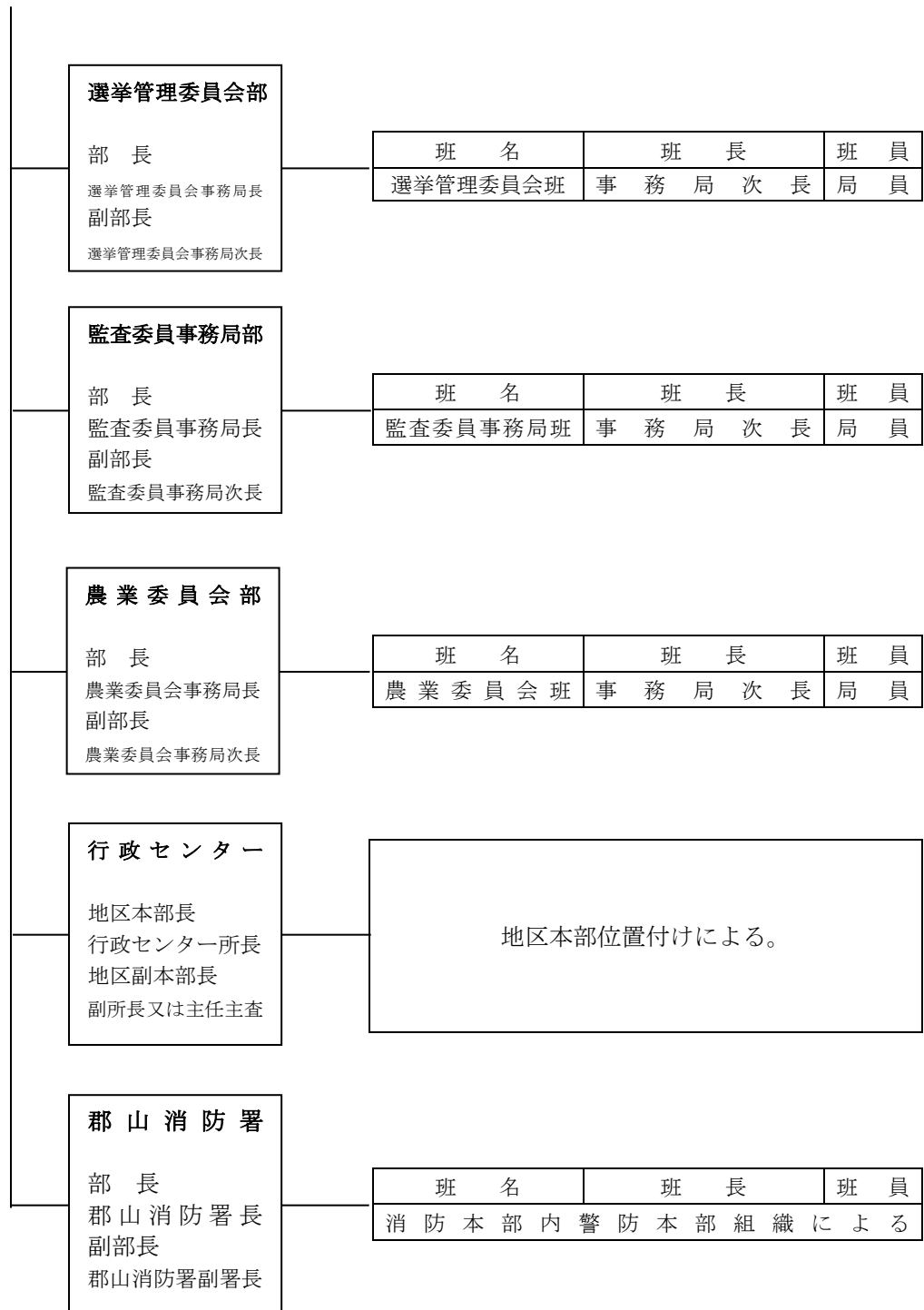
こ ど も 部 部 長 こども部長 副部長 こども部次長	班 名	班 長	班 員
	こども総務企画班	こども総務企画課長	課 員
	子 育 て 給 付 班	子 育 て 給 付 課 長	課 員
	こども家庭班	こども家庭課長	課 員
	保 育 班	保 育 課 長	課 員

農 林 部 部 長 農 林 部 長 副部長 農 林 部 次 長	班 名	班 長	班 員
	農 業 政 策 班	農 業 政 策 課 長	課 員
	園芸畜産振興班	園芸畜産振興課長	課 員
	農 地 班	農 地 課 長	課 員
	林 業 振 興 班	林 業 振 興 課 長	課 員
	総合地方卸売市場 管 理 事 務 所 班	総 合 地 方 卸 売 市 場 管 理 事 務 所 長	所 員

産 業 観 光 部 部 長 産業観光部長 副部長 産業観光部次長	班 名	班 長	班 員
	産業雇用政策班	産業雇用政策課長	課 員
	観 光 政 策 班	観 光 政 策 課 長	課 員
	産 業 創 出 班	産 業 創 出 課 長	課 員

建 設 部 部 長 建 設 部 長 副部長 建 設 部 次 長	班 名	班 長	班 員
	道 路 建 設 班	道 路 建 設 課 長	課 員
	道 路 維 持 班	道 路 維 持 課 長	課 員
	河 川 班	河 川 課 長	課 員
	建 築 班	建 築 課 長	課 員
	住 宅 政 策 班	住 宅 政 策 課 長	課 員

	都市構想部 部長 都市構想部長 副部長 都市構想部次長	班 名	班 長	班 員
		都 市 政 策 班	都 市 政 策 課 長	課 員
		総 合 交 通 政 策 班	総 合 交 通 政 策 課 長	課 員
		区 画 整 理 班	区 画 整 理 課 長	課 員
		公 園 緑 地 班	公 園 緑 地 課 長	課 員
		開 発 建 築 指 導 班	開 発 建 築 指 導 課 長	課 員
	議 会 部 部長 議会事務局長 副部長 議会事務局次長	班 名	班 長	班 員
		総 務 議 事 班	総 務 議 事 課 長	課 員
	教育総務部 部長 教育総務部長 副部長 教育総務部次長	班 名	班 長	班 員
		教 育 総 務 班	総 務 課 長	課 員
		生 涯 学 習 班	生 涯 学 習 課 長	課 員
		中 央 公 民 館 班	中 央 公 民 館 長	課 員
		中 央 図 書 館 班	中 央 図 書 館 長	課 員
		美 術 館 班	美 術 館 長	課 員
	学校教育部 部長 学校教育部長 副部長 学校教育部次長	班 名	班 長	班 員
		学 校 管 理 班	学 校 管 理 課 長	課 員
		学 校 教 育 推 進 班	学 校 教 育 推 進 課 長	課 員
		教 育 研 修 セ ン タ ー 班	教 育 研 修 セ ン タ ー 所 長	所 員
		総 合 教 育 支 援 セ ン タ ー 班	総 合 教 育 支 援 セ ン タ ー 所 長	所 員
	上下水道部 部長 上下水道局長 副部長 上下水道局次長	班 名	班 長	班 員
		上 下 水 道 総 務 班	総 務 課 長	課 員
		経 営 管 理 班	経 営 管 理 課 長	課 員
		お 客 様 サ ー ビ ス 班	お 客 様 サ ー ビ ス 課 長	課 員
		浄 水 班	浄 水 課 長	課 員
		水 道 施 設 班	水 道 施 設 課 長	課 員
		下 水 道 整 備 班	下 水 道 整 備 課 長	課 員
		下 水 道 保 全 班	下 水 道 保 全 課 長	課 員
	会計管理部 部長 会計管理者 副部長 会計課長	班 名	班 長	班 員
		会 計 班	会 計 課 長	課 員



9 本部の各部分掌事務

災害対策本部設置時における各班の分掌事務は以下のとおりとする。ただし、災害対策本部を設置しない規模の災害であっても、必要に応じて以下の分掌事務により対応する。

また、災害の状況に応じて、分掌事務にかかわらず、本部長の命ずるところにより、他部、他班の行う事務を分担する。

なお、避難所の運営に関する応援協力班については、その規模に応じて全部局全班を動員するものとする。

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
各部共通		1 所管事項に関する被害状況のとりまとめ及び被害報告並びに本部との連絡に関すること。 2 所管事項に関する災害応急措置の概要等の本部への報告に関すること。 3 所管事項に関する災害写真（説明書添付）のとりまとめに関すること。 4 被害調査等、他の部の応援に関すること。 5 本部事務局の要請に関すること。 6 職員の安否及び所在の確認に関すること。
総務部 〔総務部長〕 〔総務部次長〕	総務法務班 〔総務法務課長〕	1 部長の命ずる応急対策に関すること。 2 部内の総合調整に関すること。 3 自衛隊の派遣要請、受入に関すること。 4 応急対策のための救出資機材の借り上げの総括に関すること。 5 応急対策のための労務供給の総括に関すること。 6 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関すること。 7 応急対策車両の確保に関すること。
	秘書班 〔秘書課長〕	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害対策本部の連絡に関すること。 3 災害視察者及び一般見舞い者の応対に関すること。
	人事班 〔人事課長〕	1 災害時における動員に関すること。 2 各部の配置人員の把握及び調整に関すること。 3 職員の宿泊、給食に関すること。 4 被災地の職員の福利厚生に関すること。 5 国・県・連携市町村等の職員派遣の要請、受入に関すること。
	職員厚生班 〔職員厚生課長〕	
	行政マネジメント班 〔行政マネジメント課長〕	1 連携協定等の総括に関すること。 2 部長の命ずる応急対策に関すること。

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
(総務部理事)	防災危機管理班 〔防災危機管理課長〕	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 郡山市防災会議との連絡調整に関すること。 3 災害対策本部会議に関すること。 4 本部長の指令の伝達に関すること。 5 各部及び現地本部の災害状況の収集、受理及び伝達に関すること。 6 県災害対策本部、その他関係機関団体との連絡調整に関すること。 7 通信連絡の確保に関すること。 8 気象通報等の接受に関すること。 9 気象情報の収集に関すること。 10 避難情報の伝達に関すること。 11 消防団の連絡調整に関すること。 12 防災装備品及び非常食料の備蓄に関すること。
政策開発部 〔政策開発部長〕 〔政策開発部次長〕	政策開発班 〔政策開発課長〕	1 各部における国、県等に対する要望及び資料作成の総合調整に関すること。 2 被災者の陳情、相談等に関すること。 3 総合相談窓口の開設、運営、総合調整に関すること。 4 コールセンターに関すること。 5 部内の総合調整に関すること。
	政策統計班 〔政策統計課長〕	
	D X戦略班 〔D X戦略課長〕	1 総合行政ネットワークの運用及び整備に関すること。 2 情報システムの応急復旧対策に関すること。
	広聴広報班 〔広聴広報課長〕	1 災害に関する市民へのウェブサイト・SNS等による広報活動に関すること。 2 報道機関との連絡に関すること。 3 災害現場の撮影、収集、記録及び国、県関係機関への広報等に関すること。
財務部 〔財務部長〕 〔財務部次長〕	財政班 〔財政課長〕	1 災害応急対策経費の予算措置に関すること。 2 市議会との連絡に関すること。 3 部内の総合調整に関すること。
	公有資産マネジメント班 〔公有資産マネジメント課長〕	1 市有財産の管理に関すること。 2 総務部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。 3 救援物資の受入、管理に関すること。
	契約検査班 〔契約検査課長〕	1 応急対策のための物資調達に関すること。 2 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関すること。 3 部長の命ずる応急対策に関すること。

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
税務部 〔税務部長〕 〔税務部次長〕	市民税班 〔市民税課長〕	1 災害による市税の減免に関する事 2 被害状況調査の応援協力に関する事 3 部内の総合調整に関する事
	資産税班 〔資産税課長〕	1 災害による市税の減免に関する事 2 り災証明書の発行及び現地調査に関する事
	収納班 〔収納課長〕	1 災害による納税の扱いに関する事 2 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事
市民部 〔市民部長〕 〔市民部次長〕	市民・NPO活動推進班 〔市民・NPO活動推進課長〕	1 市民部所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 町内会等との連絡・要望に関する事 3 災害ボランティアセンターの設置に関するウェブサイト等での周知に関する事
	男女共同参画班 〔男女共同参画課長〕	4 災害に関する市民への広報活動に関する事 5 部内の総合調整に関する事
	国民健康保険班 〔国民健康保険課長〕	1 災害による国民健康保険税の減免に関する事 2 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事
	国保税収納班 〔国保税収納課長〕	
	市民班 〔市民課長〕	1 被災者の安否問い合わせに関する事 2 行方不明者の住民基本台帳等に係る情報提供に関する事 3 埋火葬許可及び東山悠苑使用許可に関する事
	マイナンバー活用班 〔マイナンバー活用課長〕	4 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事 5 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事
	セーフコミュニティ班 〔セーフコミュニティ課長〕	1 交通安全の保持に関する事 2 災害時における防犯に関する事。 _
文化スポーツ部 〔文化スポーツ部長〕 〔文化スポーツ部次長〕	文化振興班 〔文化振興課長〕	1 文化スポーツ部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関する事 2 所管に関わる災害復旧に関する事 3 関係団体との連絡に関する事
	郡山市歴史情報博物館準備班 〔郡山市歴史情報博物館準備室長〕	4 部長の命ずる応急対策に関する事 5 部内の総合調整に関する事 6 外国人住民等に対する情報発信に関する事
	スポーツ振興班 〔スポーツ振興課長〕	7 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関する事
	国際政策班 〔国際政策課長〕	

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
環境部 〔環 境 部 長〕 〔環 境 部 次 長〕	環境政策班 〔環境政策課長〕	1 環境部所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 自然環境の保全に関すること。 3 遺体の収容に関すること。 4 原子力災害対策に関すること。 5 原子力災害対策に関する関係機関との連絡調整に関すること。 6 部内の総合調整に関すること。
	5 R 推進班 〔5 R 推進課長〕	1 被災地の清掃に関すること。 2 住居障害物の除去に関すること。 4 し尿処理に関すること。 3 災害応急対策に必要な清掃・衛生関係労務者の雇い上げに関すること。 4 産業廃棄物処理施設の災害対策及び被害調査に関すること。 5 部長の命ずる応急対策に関すること。
	資源循環班 〔資源循環課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 し尿処理に関すること。
	環境保全センター班 〔環境保全センター所長〕	1 公害防止関係施設の被害調査に関すること。 2 災害による複合公害の発生予防、防止対策に関すること。 3 放射線のモニタリングに関すること。
保健福祉部 〔保健福祉部長〕 〔保健所長〕 〔保健福祉部次長〕	保健福祉総務班 〔保健福祉総務課長〕	1 災害救助法の適用関係事務に関すること。 2 保健福祉部所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 3 避難所の運営に関すること。 4 福祉避難所の運営に関すること。 5 被災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。 6 災害義援金の受付、配分に関すること。 7 赤十字奉仕団、民生委員等社会福祉事業団体及びボランティアとの連絡及び協力に関すること。 8 見舞金に関すること。 9 被災世帯の救護物資調査、供給等救助に関すること。 10 応急対策のための物資供給に関すること。 11 部内の総合調整に関すること。 12 こども部との連絡調整に関すること。 【保健福祉部・こども部応援協力班】 収納班、国民健康保険班、国保税収納班、市民班、マイナンバー活用班、文化振興班、郡山市歴史情報博物館準備班、スポーツ振興班、国際政策班、会計班、選挙管理委員会班、監査委員事務局班、農業委員会班、教育総務班、生涯学習班、中央公民館班、中央図書館班、美術館班、学校管理班、学校教育推進班、教育研修センター班、総合教育支援センター班
	生活支援班 〔生活支援課長〕	
	障がい福祉班 〔障がい福祉課長〕	
	健康長寿班 〔健康長寿課長〕	
	地域包括ケア推進班 〔地域包括ケア推進課長〕	
	介護保険班 〔介護保険課長〕	

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
保健福祉部 〔保健福祉部長〕 〔保健所長〕 〔保健福祉部次長〕	保健所班 〔保健所総務課長〕	1 医療救護に関すること（生活支援課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、子育て給付課、こども家庭課及び保育課に属する保健師等を含む）。 2 保健衛生に関すること（生活支援課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、子育て給付課、こども家庭課及び保育課に属する保健師等を含む）。 3 医療機関との連絡及び協力要請に関すること（生活支援課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、子育て給付課、こども家庭課及び保育課に属する保健師等を含む）。 4 救急機材及び医薬品の保管、整備に関すること。 5 災害応急対策に必要な労務者の雇い上げに関すること。 6 愛護動物（ペット）の同行避難に関すること。 7 特定動物に係る危害発生防止に関すること。 8 原子力災害時におけるスクリーニング及び健康相談に関すること。 9 被災が広域に及ぶ場合や長期化する場合は、市保健師は保健所長指示のもとに活動する体制とする。 10 防疫対策の総括に関すること。 【保健所班応援協力班】 農業政策班、園芸畜産振興班、農地班、林業振興班、総合地方卸売市場管理事務所班、都市政策班、総合交通政策班、区画整理班、公園緑地班、開発建築指導班
こども部 〔こども部長〕 〔こども部次長〕	こども総務企画班 〔こども総務企画課長〕 子育て給付班 〔子育て給付課長〕 こども家庭班 〔こども家庭課長〕 保育班 〔保育課長〕	1 こども部所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 被災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。 3 避難所の運営に関すること。 4 福祉避難所の運営に関すること。 5 災害義援金の受付、配分に関すること。 6 赤十字奉仕団、民生委員等社会福祉事業団体及びボランティアとの連絡及び協力に関すること。 7 見舞金に関すること。 8 被災世帯の救援物資調査、供給等救助に関すること。 9 応急対策のための物資供給に関すること。 10 部内の総合調整に関すること。 11 保健福祉部との連絡調整に関すること。 【保健福祉部・こども部応援協力班】 収納班、国民健康保険班、国保税収納班、市民班、マイナンバー活用班、文化振興班、郡山市歴史情報博物館準備班、スポーツ振興班、国際政策班、会計班、選挙管理委員会班、監査委員事務局班、農業委員会班、教育総務班、生涯学習班、中央公民館班、中央図書館班、美術館班、学校管理班、学校教育推進班、教育研修センター班、総合教育支援センター班

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
農林部 〔農林部長〕 〔農林部次長〕	農業政策班 〔農業政策課長〕	1 農林部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関すること。 2 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関すること。 3 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 4 応急対策用資材の調達及び確保に関すること。 5 被災家屋の消毒に関すること。 6 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関すること。 7 部内の総合調整に関すること。 【農林部応援協力班】 農業委員会班
	園芸畜産振興班 〔園芸地畜産振興課長〕	1 農林畜産物の災害対策及び応急対策、救護に関すること。 2 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 4 応急対策用資材の調達及び確保に関すること。 5 被災家屋の消毒に関すること。 6 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関すること。
	農地班 〔農地課長〕	1 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 応急対策用資材の調達及び確保に関すること。 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関すること。
	林業振興班 〔林業振興課長〕	1 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 応急対策用資材の調達及び確保に関すること。 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関すること。
	総合地方卸売市場 管理事務所班 〔総合地方卸売市場 管理事務所長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 応急対策用資材の調達及び確保に関すること。 3 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関すること。
産業観光部 〔産業観光部長〕 〔産業観光部次長〕	産業雇用政策班 〔産業雇用政策課長〕	1 産業観光部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関すること。 2 被災企業の支援に関すること。 3 商工業者の被害状況の情報収集に関すること。 4 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 5 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 6 被災勤労者の福祉に関すること。 7 部内の総合調整に関すること。
	観光政策班 〔観光課長〕	1 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 部長の命ずる応急対策に関すること。
	産業創出班 〔産業創出課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 部長の命ずる応急対策に関すること。

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
建設部 〔建設部長〕 〔建設部次長〕	道路建設班 〔道路建設課長〕	1 建設部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 作業用車両の配車計画及び調達に関すること。 4 応急対策用資材の調達及び確保に関すること。 5 災害応急対策に必要な建設業労務者の雇い上げに関すること。 6 交通不能箇所の指示及び迂回路の決定に関すること。 7 部内の総合調整に関すること。
	道路維持班 〔道路維持課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる緊急災害予防に関すること。 3 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 4 応急対策用資材の調達及び確保に関すること。 5 作業用車両の配車計画及び調達に関すること。 6 建設業者に対する連絡調整に関すること。 7 交通不能箇所の指示及び迂回路の決定に関すること。 8 除雪対策に関すること。 9 住居障害物の除去に関すること。 10 災害時における運輸に関すること。
	河川班 〔河川課長〕	1 河川及び水路（側溝及び溝きよを除く）の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関すること。 3 水防本部の設置、庶務に関すること。 4 土砂災害対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。 5 災害復旧工事に関すること。
	建築班 〔建築課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 災害対策のため建設業者との連絡調整に関すること。 4 応急仮設住宅及び収容所の建設に関すること。 5 開発建築指導班の要請による応急危険度判定の応援協力に関すること。
	住宅政策班 〔住宅政策課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 応急仮設住宅の入居等に関すること。 3 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
都市構想部 〔都市構想部長〕 〔都市構想部次長〕	都市政策班 〔都市政策課長〕	1 都市構想部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 救援物資の輸送に関すること。 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関すること。 5 部内の総合調整に関すること。
	総合交通政策班 〔総合交通政策課長〕	1 公共交通機関の災害対策及び被害調査に関すること。 2 公共交通機関に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 公共交通機関の運行状況に関すること。 4 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	区画整理班 〔区画整理課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 建設業者に対する連絡調整に関すること。 4 救援物資の輸送に関すること。 5 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関すること。
	公園緑地班 〔公園緑地課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 指定緊急避難場所に関すること。 4 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関すること。
	開発建築指導班 〔開発建築指導課長〕	1 部長の命ずる応急対策に関すること。 2 災害建築物の応急危険度判定に関すること。 3 税務部長の要請による被害状況調査の応援に関すること。 4 被災者の災害建築物の相談に関すること。 5 保健所班の要請による防疫対策の応援協力に関すること。
議会部 〔議会事務局長〕 〔議会事務局次長〕	総務議事班 〔総務議事課長〕	1 渉外に関すること。 2 局長の命ずる応急対策に関すること。 3 議会の緊急会議に関すること。 4 議会への情報伝達に関すること（非開示情報を除く）。
教育総務部 〔教育総務部長〕 〔教育総務部次長〕	教育総務班 〔総務課長〕	1 教育総務部所管施設の災害対策及び被害調査の総括に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 関係団体との連絡に関すること。 4 渉外に関すること。 5 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。 6 部内の総合調整に関すること。

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
教育総務部 〔教育総務部長〕 〔教育総務部次長〕	生涯学習班 〔生涯学習課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 所管に係わる避難所の管理に関すること。 4 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。
	中央公民館班 〔中央公民館長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。
	中央図書館班 〔中央図書館長〕	
	美術館班 〔美術館長〕	
学校教育部 〔学校教育部長〕 〔学校教育部次長〕	学校管理班 〔学校管理課長〕	1 学校教育部所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 教職員の動員に関すること。 4 災害時の児童、生徒の保健管理に関すること。 5 災害時の応急給食に関すること。 6 学校避難所の開放措置対策に関すること。 7 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。 8 部内の総合調整に関すること。
	学校教育推進班 〔学校教育推進課〕	1 災害時の教育対策に関すること。 2 被災児童、生徒の調査に関すること。 3 被災児童、生徒に対する学用品等の支給に関すること。 4 児童、生徒の避難計画及び指示に関すること。 5 学校避難所の開放措置対策に関すること。 6 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。
	教育研修センター班 〔教育研修センター所長〕	1 学校におけるICT環境（情報処理・情報通信技術）整備に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。
	総合教育支援センター班 〔総合教育支援センター所長〕	1 災害時の児童生徒の心のケアに関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
上下水道部 〔上下水道局長〕 〔上下水道局次長〕	上下水道総務班 〔総務課長〕	1 上下水道局所管施設の災害対策及び被害の総括に関すること。 2 災害対策本部事務局との連絡調整に関すること。 3 災害対策本部会議に関すること。 4 県、日本水道協会、その他関係機関との連絡調整に関すること。 5 応援職員の受入れに関すること。 6 応急対策のための物品調達に関すること。 7 部内の総合調整に関すること。
	経営管理班 〔経営管理課長〕	1 所管施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 災害対策及び復旧に伴う経費の経理に関すること。
	お客様サービス班 〔お客様サービス課長〕	1 市民との連絡及び相談に関すること。 2 広報車による広報活動に関すること。 3 水道料金の減免に関すること。
	水道施設班 〔水道施設課長〕	1 飲料水の供給確保に関すること。 2 応急給水所等の設置、周知に関すること。 3 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 4 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 5 応急対策用資材の調達及び確保に関すること。
	浄水班 〔浄水課長〕	1 所管施設の被害対策及び災害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。
	下水道整備班 〔下水道整備課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 下水道区域の排水対策等に関すること。
	下水道保全班 〔下水道保全課長〕	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 下水道区域の排水対策等に関すること。
会計管理部 〔会計管理者〕	会計班 〔会計課長〕	1 災害対策及び復旧に伴う経費の経理に関すること。 2 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。
選挙管理委員会部 〔選挙管理委員会事務局長〕	選挙管理委員会班 〔選挙管理委員会事務局次長〕	1 局長の命ずる応急対策に関すること。 2 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。
監査委員事務局部 〔監査委員事務局長〕	監査委員事務局班 〔監査委員事務局次長〕	1 局長の命ずる応急対策に関すること。 2 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。
農業委員会部 〔農業委員会事務局長〕	農業委員会班 〔農業委員会事務局次長〕	1 局長の命ずる応急対策に関すること。 2 農林部長の要請による農林所管業務の応援協力に関すること。 3 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。

部 名 〔部 長〕 〔副 部 長〕	班 名 〔班 長〕	分 掌 事 務
地区本部 〔行政センター 所長〕 〔行政センター 副所長又は主 任主査〕	行政センター班	1 災害対策本部及び関係機関団体との連絡調整に 関すること。 2 災害情報の収集及び伝達に關すること。 3 災害に關する市民への広報活動に關すること。 4 通信連絡の確保に關すること。 5 非常配置人員の把握及び調整に關すること。 6 所管施設の災害対策及び被害調査並びに市民一 般家屋等の被害調査に關すること。 7 被災者及び防災従事者の炊き出しに關すること。 8 災害義援金の受付に關すること。 9 保健衛生及び環境衛生に關すること。 10 被災地の清掃に關すること。 11 救援物資の調達及び供給に關すること。 12 自動車の配車及び緊急輸送に關すること。 13 応急対策のための労務供給に關すること。 14 赤十字奉仕団、民生委員等、社会事業団体との 連絡及び協力要請に關すること。 15 見舞金に關すること。 16 医療救護に關すること。 17 救護所、避難場所等、応急施設の開設及び管理 に關すること。 18 医療機関との連絡及び協力要請に關すること。 19 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に關すること。 20 災害の応急復旧に關すること。 21 災害対策用品及び資材の調達に關すること。 22 消防団との連絡、協議に關すること。 23 建設業者との連絡調整に關すること。 24 避難誘導、救出に關すること。 25 災害地の警備に關すること。 26 飲料水の供給に關すること。 27 行政センター間における対口支援に關すること。
郡山消防署 〔郡山消防署長〕 〔郡山消防署副署長〕		1 緊急通信連絡に關すること。 2 災害通報に關すること。 3 火災、救助、救急、水防等の緊急災害予防に關 すること。 4 避難誘導、救出に關すること。 5 災害による要救助者の検索に關すること。 6 所管施設の災害対策に關すること。 7 消防団との連携に關すること。 8 消防相互応援協定（消防組織法第39条）に基 づく応援及び緊急消防援助隊（消防組織法第45 条）の応援並びに広域航空消防援助実施要綱又は 他県との相互応援協定に基づく消防防災ヘリコプ ターの応援要請に關すること。 9 消防部隊の運用及び活動方針に關すること。 10 災害の応急復旧に關すること。 11 被災地の警戒に關すること。

10 動員配備の要領

部課長、所長等は、防災活動に必要な要員を平素から把握しておくとともに、時間外の緊急連絡網の整備を図る。

非常時の動員配備は、次による。

- (1) 配備連絡責任者 各課長・行政センター所長
- (2) 対象者 郡山市全職員
- (3) 緊急連絡員 あらかじめ、部、班において定め、緊急連絡を任務とする。
- (4) 配備の連絡

市長は、災害の規模、種類、被害発生の予想される時間等を検討し、必要な防災活動を実施するため、配置編成計画表に定めるところにより、配備範囲を決定し配置連絡責任者に対し命令する。

市長の命令を受けた配置連絡責任者は、職員の配備完了時にその旨市長に報告する。

① 伝達の方法

配備命令伝達の方法は、郡山市災害対策本部規定第18条第2項による。

② 勤務時間外における配備伝達の方法

勤務時間外（休日を含む）における重要な気象情報等は、宿日直員が受領後、防災危機管理課長に伝達し、市長、総務部長（総務部理事）、関係課長、関係機関等に報告・伝達する。その後の配備動員の連絡方法は、市長の指示命令により実施する。なお、各課長、行政センター所長は招集、連絡の方法についてはあらかじめ定めておき、所属職員に周知徹底させる。

③ 災害時における職員の留意事項

ア 各職員は、あらかじめ定められた災害時における、招集方法、配備体制及び自己の任務を充分習熟しておく。自己の任務に関連した災害の発生を察知したときは、配備命令がない場合でも速やかに定められた部署に参集し、応急措置を講ずるとともに、上司に報告する。

イ 各職員は、異常天候、異常事態を察知した場合には、ラジオ、テレビ等の気象状況に注意する。また、所属長と連絡をとり、その指揮下に入るよう努める。

ウ 発災後は速やかに所属長（所属長と連絡がとれない場合は所属職員）と相互に連絡をとりあい、常に自己の所在を明らかにしておく。

また、所属長は所属職員からの連絡がない場合、所属職員の所在について確認する。

エ 発災後、所属長は、所属職員及びその家族の安否を確認する。

オ 所属職員は、所属長等への連絡の際には、その時点で知り得た被害の状況についても併せて報告し、速やかな情報連絡体制の一助となるよう努める。

カ 行政センターにおいては、必要に応じ行政センター間対口支援体制とし、災害時における円滑な応援体制を構築する。

(5) 保健師の動員配備

被災が市内全域に及ぶ場合は、市保健師は保健所長指示のもとに活動する体制とする。

第3節 水防管理団体（郡山市） 【建設部】

水防管理団体（郡山市）は、水防法第3条の規定に基づき、市における河川の洪水による水害を警戒し、防御するものである。

詳細については、別冊「郡山市水防計画」による。

第4節 郡山市消防団 【総務部】

1 消防計画

（消防団の設置）

郡山市は、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）第6条に規定する責任を遂行するため、同法第9条に掲げる機関のうち、第1号及び第2号の機関を郡山市、田村市、三春町、小野町の2市2町で構成する郡山地方広域消防組合にその事務を委託し、第3号の機関である消防団を配置して、常備消防の補完と、災害に対し万全の態勢を確立して、郡山市民の生命財産を守り、市民生活の安全確保を図る。

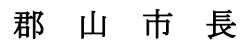
* 名称及び区域

名 称	郡山市消防団
区 域	郡山市全域

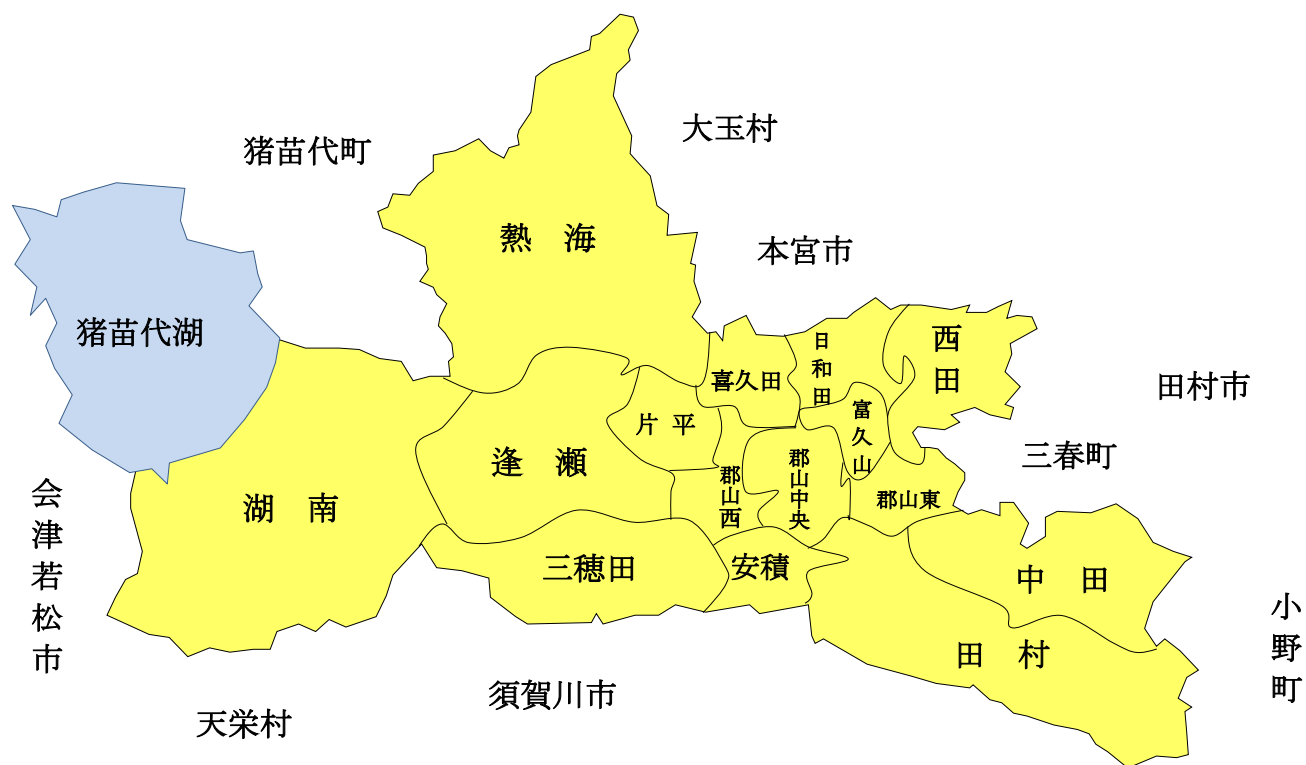
* 郡山市消防団の変遷

S 40. 5. 1	1市11消防団制（市町村合併） 郡山・安積・三穂田・逢瀬・片平・喜久田・日和田・富久山・湖南・熱海・田村
S 40. 8. 1	1市13消防団制 中田・西田
S 42. 5. 1	1市1消防団13地区隊制
S 63. 4. 1	1市1消防団15地区隊制（郡山→郡山中央・郡山東・郡山西）

(1) 事務機構図



(2) 地区隊区割図



(3) 地区隊構成

地 区 隊 名	分 団 数	班 数
団 本 部		
郡 山 中 央	4	8
郡 山 東	4	9
郡 山 西	3	8
安 積	3	8
三 穂 田	3	1 0
逢 瀬	2	8
片 平	2	5
喜 久 田	3	6
日 和 田	4	6
富 久 山	4	8
湖 南	5	1 1
熱 海	4	1 2
田 村	5	1 6
中 田	3	8
西 田	3	8
計	5 2	1 3 1
団 員 数	定 員	2,500

(4) 消防団員の階級別配置（実団員数）

R5.4.1現在

階級 職名 地区隊名	団長	副団長			分団長			副分団長	部長	班長		団員	計
	団長	副団長	本部 部長	地区 隊長	副地区 隊長	地区 部長	分団長	副分 団長	分団 部長	班長	副班長	団員	
団本部	1	2	4							0	0	3	10
郡山中央				1	1	4	4	4	4	8	10	97	133
郡山東				1	1	4	4	4	4	9	12	72	111
郡山西				1	1	4	3	3	3	8	11	54	88
安積				1	1	4	3	3	3	8	11	90	124
三穂田				1	1	4	3	3	3	10	11	103	139
逢瀬				1	1	4	2	2	2	8	8	71	99
片平				1	1	4	2	2	2	5	5	66	88
喜久田				1	1	4	3	3	3	6	7	57	85
日和田				1	1	4	4	4	4	6	9	47	80
富久山				1	1	4	4	4	4	8	8	50	84
湖南				1	1	4	5	5	5	11	17	155	204
熱海				1	1	4	4	4	4	12	16	183	229
田村				1	1	4	5	5	5	16	24	215	276
中田				1	1	4	3	3	3	8	9	119	151
西田				1	1	4	3	3	3	8	12	117	152
合計	1	2	4	15	15	60	52	52	52	131	170	1499	2053

(5) 消防団員の職務

- ・ 消防団長 消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。
- ・ 副団長 消防団長を補佐し、団長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ・ 本部部長 郡山市消防団の組織等に関する規則第5条第2項に規定する部の事務を分掌し、また、同第3項に規定する部を指導助言する。
- ・ 地区隊長 郡山市消防団の組織等に関する規則第2条に定める管轄区域の地区隊の事務を統括し、所属の地区隊団員を指揮監督する。
- ・ 副地区隊長 地区隊長を補佐し、地区隊長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ・ 地区隊部長 郡山市消防団の組織等に関する規定第5条第3項に規定する部の事務を分掌する。
- ・ 分団長 上司の命を受け、分団の事務を掌理し、所属の分団団員を指揮する。
- ・ 副分団長 分団長を補佐し、分団長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ・ 分団部長 分団本部の庶務を分掌する。
- ・ 班 長 上司の命を受け、所属の班団員を指揮する。
- ・ 副班長 班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ・ 団 員 上司の命を受け、消防団活動に従事する。

3 平常時の事務分掌

- ・ 消防団（消防団本部） (1) 郡山市全域にわたる消防団活動及び消防団員の福利厚生について。
- (地区隊本部) (1) 郡山市消防団の組織等に関する規則第2条に定める管轄区域の予防消防活動について。
- (2) 地区隊管轄区域内諸活動について。
- (4 部) 庶務部
- 本 部 (1) 消防団員の身分に関すること。
- 地区隊 (2) 消防団員の表彰に関すること。
- (3) 消防団事業の計画に関すること。
- (4) 消防団各部の連絡調整に関すること。
- (5) 消防団各分団の連絡調整に関すること。
- (6) その他必要事項
- 警防部
- (1) 消防団の車庫、詰所、火の見やぐら等の、維持管理に関すること。
- (2) 消防団の保有する消防ポンプ自動車、積載車、小型動力ポンプの維持管理に関すること。
- (3) 消防ポンプの運用技術並びに消防技術の習得に関すること。
- (4) 動力消防ポンプの性能検査に関すること。
- (5) その他必要事項

交通部

- (1) 交通法令の周知に関する事。
- (2) 緊急自動車の運用技術の向上に関する事。
- (3) 災害現場付近の交通統制に関する事。
- (4) その他必要な事項

訓練部

- (1) 消防団員の士気高揚に関する事。
- (2) 消防団員の教養訓練に関する事。
- (3) ポンプ操法大会に関する事。
- (4) 団本部ラッパ隊に関する事（本部部長に限る）。
- (5) その他必要な事項

・ 防災危機管理課（防災係）

- (1) 郡山市災害対策本部に関する事。
- (2) 災害対策に関する事。
- (3) 被害報告に関する事。
- (4) 防災気象情報に関する事。
- (5) 災害応援協定に関する事。
- (6) 福島県総合情報通信ネットワークに関する事。
- (7) 郡山市防災情報伝達システムに関する事。
- (8) J - A L E R T に関する事。
- (9) 防災関係施設に関する事。
- (10) 防災資機材及び備蓄品に関する事。
- (11) 避難施設に関する事。
- (12) 災害対策用車両の維持管理に関する事。
- (13) 郡山市防災会議に関する事。
- (14) 郡山市地域防災計画に関する事。
- (15) 郡山市総合防災訓練に関する事。
- (16) 防災知識の普及・啓発に関する事。
- (17) 福島県消防防災ヘリコプターに関する事。
- (18) 阿武隈川流域連絡会に関する事。
- (19) 東日本大震災アーカイブ事業に関する事。
- (20) 郡山市自主防災連絡会に関する事。
- (21) 自主防災組織への補助金に関する事。

（消防係）

- (1) 課内の予算及び経理に関する事。
- (2) 課内の庶務に関する事。
- (3) 郡山市消防団に関する事。
- (4) 団本部、郡山中央、郡山東、郡山西地区隊及び女性班の運営に関する事。
- (5) 福島県消防協会郡山支部に関する事。
- (6) 消防学校校友会郡山支部に関する事。
- (7) 郡山地方広域消防組合に関する事。
- (8) 女性消防協力会に関する事。
- (9) 郡山市13纏会に関する事。
- (10) 消防車庫詰所等に関する事。
- (11) コミュニティ消防センター等に関する事。
- (12) 消防装備及び資機材の整備に関する事。
- (13) 表彰に関する事。
- (14) 消防団員の公務災害に関する事。
- (15) 福祉共済等に関する事。
- (16) 遺族年金に関する事。
- (17) 消防施設等の起債及び補助に関する事。
- (18) ガス事業及び液化石油ガスの保安の確保及び適

正化に関する法律に基づく立入調査等に関すること。

- (19) 災害対策用車両の維持管理に関すること。
 - ・ 行政センター
 - (1) 消防防災に関すること。
 - (2) 管轄内地区隊の運営に関すること。